

# 三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市競技施設整備要項

## 1 目的

この要項は、名張市で開催する三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「大会」という）に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の利便を図り、円滑な競技運営と快適な観覧ができるようにするために、施設整備に関して必要な事項を定める。

## 2 方針

施設整備に当たっては、競技会運営に支障のないよう既存施設を最大限に活用するとともに、必要に応じて臨時仮設物で対応する。

## 3 施設

- (1) 競技施設は、競技会場及び練習会場とする。
- (2) 臨時仮設物（付帯設備を含む。以下同じ。）は、概ね次のとおりとする。

ア	スタンド	イ	プレハブ	ウ	テント	エ	トイレ
オ	照明設備	カ	電気設備	キ	給排水設備	ク	放送設備
ケ	通信設備	コ	空調設備	サ	その他		

## 4 臨時仮設物の整備場所

臨時仮設物の整備場所は、競技会場、練習会場その他必要と認める場所とする。

## 5 施設の管理

大会開催期間中は、各施設に必要な人員を配置し、施設管理者と連携し適正な管理を行う。

## 6 臨時仮設物の設営及び撤去

- (1) 臨時仮設物の設営及び撤去は、委託業者等により行う。
- (2) 臨時仮設物の設営は、競技会開始の前日までに完了するものとする。
- (3) 臨時仮設物の撤去は、競技会終了後速やかに行うとともに、会場等を清掃し、原状に回復するものとする。

## 7 その他

この要項に定めるもののほか、施設整備に関して必要な事項は、別に定める。また、競技別リハーサル大会における施設整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## 附 則

この要項は、令和元年11月11日から施行する。